

議事日程(第4号)

令和元年9月17日 午前9時30分開議

- 日程第1 認定第1号 平成30年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 平成30年度国富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 平成30年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 平成30年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 平成30年度国富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 平成30年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 平成30年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び平成30年度国富町水道事業会計決算の認定について
- 日程第8 議案第31号 令和元年度国富町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第9 議案第32号 令和元年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第10 議案第33号 令和元年度国富町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第34号 国富町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第12 議案第35号 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第13 議案第36号 国富町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第37号 国富町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第38号 国富町廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例及び国富町市街地広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

- 日程第17 令和元年請願第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度
2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係
る意見書採択の請願
- 日程第18 発議第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1
復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書
- 日程第19 議員派遣の件について
- 日程第20 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第21 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第22 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第23 議案第39号 財産の取得（令和元年度消防小型動力ポンプ積載車購入）について
- 日程第24 同意第1号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成30年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 平成30年度国富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 日程第3 認定第3号 平成30年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第4 認定第4号 平成30年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 日程第5 認定第5号 平成30年度国富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 日程第6 認定第6号 平成30年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 平成30年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び平成30年度国富
町水道事業会計決算の認定について
- 日程第8 議案第31号 令和元年度国富町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第32号 令和元年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につ
いて
- 日程第10 議案第33号 令和元年度国富町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第34号 国富町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第12 議案第35号 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例について

- 日程第13 議案第36号 国富町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第37号 国富町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第38号 国富町廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例及び国富町市街地広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第17 令和元年請願第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の請願
- 日程第18 発議第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書
- 日程第19 議員派遣の件について
- 日程第20 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第21 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第22 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第23 議案第39号 財産の取得（令和元年度消防小型動力ポンプ積載車購入）について
- 日程第24 同意第1号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

出席議員（13名）

1番 橋詰賀代子君	2番 山内 千秋君
3番 武田 幹夫君	4番 緒方 良美君
5番 宮田 孝夫君	6番 飯干 富生君
7番 水元 正満君	8番 津江 一秀君
9番 河野 憲次君	10番 福元 義輝君
11番 近藤 智子君	12番 横山 逸男君
13番 渡辺 静男君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 中島 達晃君 主幹兼議事調査係長 垣内 圭君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中別府尚文君	副町長	中山 隆君
教育長	豊田 暎光君	総務課長	横山 秀樹君
企画政策課長	瀬尾 孝徳君	財政課長	横山 幸寿君
税務課長	斉藤 義見君	町民生活課長	渡辺 勝広君
福祉課長	重山 康浩君	保健介護課長	坂本 浩二君
農林振興課長	中山 秀雄君	農地整備課長	長嶺 善行君
都市建設課長	吉岡 勝則君	上下水道課長	大南 一男君
会計管理者兼会計課長			児玉 和弘君
教育総務課長	大矢 雄二君	社会教育課長	松岡 徳君
学校給食共同調理場所長			福嶋 英人君
監査委員	山口 孝君		

午前9時26分開議

○議長（渡辺 静男君） おはようございます。ちょっと時間が早いんですけども、全員お揃いでございますので、始めさせていただきます。

去る9月2日に開会いたしました第3回定例会も、本日をもって最終日となりました。開会冒頭にも申し上げましたが、この時節は多くの行事がめじろ押しでございます。執行部並びに議員各位におかれましては、多忙な日々が続きます。健康に留意されて対応方をよろしく願いいたします。

また、本日は、質疑・討論・採決が連続してございます。円滑な進行にご協力いただきますように重ねてお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 認定第2号

日程第3. 認定第3号

日程第4. 認定第4号

日程第5. 認定第5号

日程第6. 認定第6号

日程第7. 認定第7号

○議長（渡辺 静男君） 日程第1、認定第1号「平成30年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第2、認定第2号「平成30年度国富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第3、認定第3号「平成30年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第4、認定第4号「平成30年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第5、認定第5号「平成30年度国富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第6、認定第6号「平成30年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第7、認定第7号「平成30年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び平成30年度国富町水道事業会計決算の認定について」の7件を一括して議題とします。

これから、各常任委員会の審査報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員会の審査報告を求めます。総務厚生常任委員会委員長、飯干富生君。

○総務厚生常任委員長（飯干 富生君） それでは、ただいまから総務厚生常任委員会について、ご報告いたします。ただいま議題となりました、認定第1号「平成30年度国富町一般会計歳入歳出決算」のうち、総務厚生常任委員会の所管する部門、並びに認定第4号「平成30年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算」、認定第5号「平成30年度国富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」、認定第6号「平成30年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算」の認定に関する4件について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会では、所管部門における執行部からの説明を受け、現地調査を含め慎重に決算審査を行いました。

採決の結果、いずれも賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以下、決算審査の概要と議論された事項の中から、主なものについて簡潔に報告いたします。

初めに、総務課について申し上げます。

まず、会計年度任用職員制度導入支援業務委託の内容についてただしたところ、臨時職員の処遇改善などを目的とした法改正により、来年4月から開始となる本制度の導入に向けて準備を行うため、法規の専門業者に委託したもので、委託の内容は、職員に対する制度研修の実施、現在の臨時職員や特別職非常勤職員などの任用状況や改正法における適合性の分析、法改正に伴う既存例規への影響調査などの支援業務とのことでした。

また、本年度においても、改正例規や新規制定例規の素案作成などの業務を引き続き委託しているとのことでした。

次に、未来に希望の持てるまちづくり懇話会の内容についてただしたところ、本町のまちづくりを語り合う懇話会で、委員は30から40代の方で、農業・商工業・会社員・主婦等の異なる業種から男性6名、女性5名の合計11名で構成され、意見交換会や視察研修を行っているとのことでした。

また、懇話会でどのような意見があるのかについてただしたところ、人口減少対策の難しさを実感した、子育て支援の充実が少子化対策につながるのではないかと、若者が地元に残れるような対策が必要ではないかなど、いろいろな立場からの意見があり、今後のまちづくりに役立てていきたいとのことでした。

この懇話会は貴重な会と認識しており、今後さらに効果が上がるよう予算措置も含め、充実した活動となるよう要望しました。

次に、防災士の資格取得に向けたスケジュールと経費への助成についてただしたところ、資格取得は日本防災士機構が認証するもので、防災に関する養成研修基礎コースを1日、普通救急講習を半日、その後、教本に基づいた課題レポートの提出、最後に2日間の専門コースの受講と防災士資格取得試験が行われ、合格すると認証登録される。平成30年度、本町の資格取得者は31人、これまでの登録累計は168人、そのうち消防団員取得者は94人とのことでした。

経費については、平成30年度は試験料3,000円と登録料5,000円の合計8,000円を31人に助成しているとのことでした。

防災士の役割は、自助・公助の面からも活躍が期待されていることから、継続して資格取得の呼びかけや支援を行い、防災士の養成に努めていただくよう要望しました。

次に、企画政策課について申し上げます。

まず、まちづくり団体等への補助金とその効果についてただしたところ、商工会員や本庄高校生、地域住民がボランティアとして、主体的にイベントの企画や運営に参画することで、中心市街地のにぎわいづくりへの取り組みが高まってきたほか、それぞれの地域でも古くからある祭りや伝統行事の復活に情熱的に取り組まれるようになってきたことから、元気で活気あるまちづくりの気運が醸成されてきたと評価しているとのことでした。

次に、働く若者定住促進奨励金の実績とその効果についてただしたところ、平成30年7月に事業開始以来、新築による定住が8件、家賃支援が3件、合わせて11件の実績があり、定住された人数は、大人が19人、子供9人の合計28人であった。また、その効果としては、この制度により本町への定住を動機づけられたとの報告もあり、ここ数年における新築住宅着工件数の増加も見られることから、今後も移住定住対策として大いに期待できるのではないかとのことでした。

ただし、平成30年度実績では、転入前市町村の多くが宮崎市となっているため、今後は県内

外に向けて制度のPRに関して努力していきたいとのことでした。

次に、財政課について申し上げます。

まず、実質単年度収支の赤字が増加している要因と今後の回復見通しについてただしたところ、台風災害等の緊急的な財政需要に対応するため財政調整基金の取崩しが7,805万8,000円増加し、積み立てに回す余裕がなかったこと等により、赤字が増加したとのことでした。

また、回復見通しについては、消費税増税の影響により、来年度以降は交付税の伸びが見込まれることから、一定の回復は期待できるとのことでした。今後も収入を伸ばす努力、経費を抑制する努力を継続して行っていきたいとのことでした。

次に、住宅の使用料と経費についてただしたところ、住宅使用料7,410万7,500円に対し、経費は住宅管理費4,375万5,924円に住宅にかかる元利償還金を加えた6,150万6,852円で、収入のほうが上回っているとのことでした。単年度では収入が上回っているが、これまで住宅の整備等で多額の経費が発生した年もあり、長い期間で見ると使用料以上に経費がかかっているとのことでした。

また、今後は入居者の減少と、施設の老朽化による修繕費用の増加が見込まれるため、令和2年度に予定している国富町公営住宅等長寿命化計画の見直しにより、施設の今後のあり方について検討していきたいとのことでした。

次に、税務課について申し上げます。

まず、町税の収納率が全ての税目で向上したことに対する主な要因についてただしたところ、一斉催告の回数を増やしたことや滞納者の実情に応じたきめ細やかな対応により、納税につながったことが主な要因とのことでした。また、滞納繰越分の徴収対策についてただしたところ、少額預貯金に対しても差し押えを効果的に実施し、納税相談へつなげ、収納率向上に努めているとのことでした。

次に、賦課徴収費の委託料が前年度より大きく減額となっている要因についてただしたところ、3年ごとに行われる固定資産の評価替えに伴って、固定資産土地評価システム業務委託料が評価替えの初年度に当たるため、業務内容が減少したことにより310万3,000円の減額となった。また、平成29年度の「地籍情報管理システム用背景図データ作成業務委託料」が単年度委託であったため、56万7,000円が不用となったことが主な要因であるとのことでした。

次に、保健介護課について申し上げます。

まず、一般会計では、地域介護・福祉空間整備費補助金についてただしたところ、国庫補助金により有料老人ホーム1施設のスプリンクラー設備等を整備したもので、平成30年度をもって町内全ての有料老人ホームのスプリンクラー整備が完了したとのことでした。

現地審査では煙・熱を感知する3種類の火災感知器が配置されており、火災時は感知器と連動

してスプリンクラーが作動し、自動で消防機関に通報されることを確認した。入所者は火災時の迅速な避難が困難なことから、町内介護事業者に対して、消防設備点検徹底の周知や啓発及び定期的な避難訓練実施を指導するよう要望しました。

次に、5歳児健康相談事業についてただしたところ、事業内容としては、保健師と専門スタッフが町内の保育施設等に出向いて、集団の場における行動や一人一人の言葉及び動作等について観察を行い、子供の成長や発達の状況を確認するものであるということでした。

平成30年度は、対象者136名に実施した結果、35名が事後のフォローが必要と判断されたということでした。フォローが必要な子供や保護者に対する相談等を通して、安心して就学できるようなきめ細かな支援が行われているとのことでした。

次に、国民健康保険事業特別会計関係では、被保険者数の減少要因をただしたところ、一般被保険者と退職被保険者の年間平均被保険者数合計は、平成29年度が6,126人、平成30年度が5,869人で257人、4.2%の減である。減少要因として、社会保険適用要件の緩和による社会保険への加入と、団塊の世代と言われている年齢層の後期高齢者医療制度への移行が影響しているとのことでした。

また、国民健康保険財政調整基金の残高は適正かただしたところ、平成30年度の積立額は9,890万8,000円で、年度末積立残高は4億135万8,927円であるとのことでした。

平成30年度から、前期高齢者交付金等の大きな財源が県の歳入に移行されたが、被保険者の負担が急増しないためにも保険税抑制の財源となる基金は可能な限り保持し、今後も医療費削減と基金の適正管理に取り組んでいきたいとのことでした。

次に、後期高齢者医療特別会計関係では、後期高齢者医療システム改修についてただしたところ、令和元年度の保険料軽減特例見直しに対応するためのシステム改修及びサーバー更新であり、保険料軽減特例見直しに係るシステム改修費用額は173万8,800円で財源は国庫補助金であるとのことでした。

なお、保険料軽減特例として8.5割または9割軽減があるが、特例は段階的に縮小し原則として本則に戻すよう年次的に見直しているとのことでした。

次に、介護保険特別会計関係では、市町村独自の事業に移行した総合事業のサービス利用者の現状についてただしたところ、平成30年度のサービス利用延人数は946人であり、基本チェックリストで生活機能低下が認められる総合事業対象者は、通常、申請から認定まで約1か月間かかる要介護認定を受けずに早期にサービスを利用できることから、利用者本人やその家族からも喜ばれているとのことでした。

また、介護事業所における人材不足の状況や町の対策についてただしたところ、要介護1までの軽度者の訪問介護サービスにおけるニーズは、身体介助を伴わない生活援助中心のサービスが

大半を占めているため、資格基準を緩和した生活援助のみの総合事業サービスを整備し、平成30年度からは、町独自の資格となる訪問介護ヘルパー養成研修を実施して10人が受講したとのことでした。

介護分野における人材確保は時間がかかることから、人材養成研修の受講者確保や町内介護事業所への就労に向けた取り組みを今後も継続的に推進していきたいとのことでした。

次に、福祉課について申し上げます。

まず、身体障害者福祉会の活動についてただしたところ、身体障害者の社会参加と平等な福祉社会の実現を目指し、障がい者との交流の場として本庄高校、九州保健福祉大学、エデンの園、向陽の里などの参加による、ふれあいレクリエーション大会・ふれあいスポーツ大会を開催している。また、九州障がい者水泳選手権大会、県障害者スポーツ大会への参加など、これらの交流を通じて、障がい者に対する理解と認識を深めることに貢献しているとのことでした。

本町の障がい者のイベントに毎年参加される県レクリエーション協会の会長からは、障がい者と健常者の親睦を図る市町村は、県内では数少なく、大変有意義であるとの評価をいただいているとのことでした。

次に、老人等給食サービス事業についてただしたところ、この事業は、概ね70歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯及び障がい者で、日常生活の支障から食事の援助を希望される方に、夕食の給食サービスを行うもので、食生活の改善と見守り等も兼ねて孤独感の解消を図っている。事業開始は、平成7年3月からで、現在2か所の事業所に配食業務を委託しており、料金は1食当たり850円で、個人負担が400円、町の負担が450円とのことでした。

平成30年度の登録者数は155人、1日平均利用者数65人、年間延べ配食数は1万6,689食で、利用者数は年々減少しているが、今後も利用者のニーズ等を聞きながら、質の高いサービスを提供していきたいとのことでした。

次に、町民生活課について申し上げます。

まず、マイナンバーカードの申請状況と今後の周知・啓発についてただしたところ、平成31年3月末現在、町内で2,469人が申請しており、人口に対する申請率は12.53%、県内26市町村の中では15番目の申請率とのことでした。

また、今後、健康保険証としての活用等が予定されていることから、さらなる取得に向けた周知徹底に取り組んでいきたいとのことでした。

次に、東諸葬祭場の決算の状況についてただしたところ、葬祭場の管理運営に必要な額から前年度の繰越金を差し引いた額を、均等割25%、人口割25%、利用率割50%で算定して各市町の負担額を決定しており、30年度の決算では、歳入が負担金と使用料で1,947万5,117円、歳出が1,807万4,664円、差し引き140万453円が繰越金となるとのことでした。

ことでした。

最後に、会計課について申し上げます。

基金運用収入についてただしたところ、地方公共団体も国債を購入できるため、全基金の約3割を運用資金に充て、利付国債を購入した。市場動向を把握し、高値になった時点で売却して得た運用収入473万5,150円などのことでした。

今後とも、自主財源確保のため、適切な基金運用がなされるよう要望しました。

以上、審査の概要を申し上げます。

最後に今回の委員会の審査において、ご協力いただいた関係職員の皆様にお礼申し上げます。

平成30年度は人口減少対策に重点が置かれ、働く若者定住促進奨励金事業で町外から若い世帯の転入が始まりました。また、各種のイベントではそれぞれの世代が自発的に、新しい発想で取組む姿が賞賛と感動を呼びました。

子供医療費の無料化をはじめとする多様な子育て支援は、多くの町民から感謝されております。

今後とも独自性のある元気な国富町を町民とともに作り上げて行くという気概を胸に全職員の奮闘をお願いしまして、総務厚生常任委員会の審査報告といたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺 静男君） 次に、文教産業常任委員会の審査報告を求めます。文教産業常任委員会委員長、宮田孝夫君。

○文教産業常任委員長（宮田 孝夫君） それでは、文教産業常任委員会についてご報告いたします。

ただいま議題となりました、認定第1号「平成30年度国富町一般会計歳入歳出決算」のうち、文教産業常任委員会の所管する部門、並びに認定第2号「平成30年度国富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算」、認定第3号「平成30年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算」、認定第7号「平成30年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び平成30年度国富町水道事業会計決算」の4件について、審査をいたしました。

審査に当たりましては、極めて厳しい社会情勢の現状を踏まえた上で、財政投資の効果はどうであったか、また限られた経費の中で最大の効果を上げる努力がなされているかなどに観点を置き、事業継続の必要性、問題点に留意しながら、現地調査を含めた詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

採決の結果、認定第1号「平成30年度国富町一般会計歳入歳出決算」のうち、文教産業常任委員会の所管する部門、認定第2号「平成30年度国富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算」、認定第3号「平成30年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算」及び認定第7号「平成30年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び平成30年度国富町水道事業会計決

算」については、賛成全員で、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以下、審査の経過と結果についてご報告いたします。

初めに、農林振興課関係について報告します。

まず、自衛防疫推進協議会の活動内容についてただしたところ、多大な経費損失を与えかねない家畜伝染病の予防と自衛防疫意識の向上を目的として、畜産を営む全農家へ防疫用資材の配付を行っている。

また、昨年より国内で豚コレラが感染拡大、アジアの近隣諸外国では、アフリカ豚コレラが続発しており、我が国への進入リスクが非常に高まっていることから、農場入口での消毒を含む飼養衛生管理基準の遵守の指導と、庁舎出入口での消毒による水際防疫の徹底に努めていきたいとのことでした。

次に、農産物消費拡大対策事業の内容についてただしたところ、地産地消として管内Aコープ・JA直売所等での試食宣伝販売の実施、流通対策として県外へのさらなる販路拡大を目的に、宮崎神戸間フェリーにて宮崎牛についてのアンケート調査による消費動向の把握、食育事業として小学生を対象とした畜産教室・親子体験バスツアー等を実施したとのことでした。

また、流通対策をさらに推進するため、農畜産物流通対策推進協議会で、野菜に加え宮崎牛などの町内産畜産物も含めたトップセールスによるPR、農産物フェアでの宣伝販売の実施を要望しました。

次に、農地整備課関係について報告します。

まず、大谷上・下ため池のハザードマップ作成委託料の内容と配付範囲及び総貯水量についてただしたところ、農村地域防災減災事業により浸水の想定地域を示したハザードマップを280万8,000円で作成したもので、配付範囲は岩知野、塚原、木脇馬場、金留、平原、桑鶴の各区長のほか浸水が想定される194戸、学校2校、保育所2か所、児童館1か所、地元消防団2部、事業所16か所に配付した。ため池の総貯水量については、大谷上ため池が2万5,000t、大谷下ため池が4万5,000tであるとのことでした。

次に、農地耕作条件改善事業で実施した八幡地区の内容と効果についてただしたところ、農道については、延長616m、工事費2,124万8,613円で、用排水路については、延長62m、工事費225万4,011円で整備したもので、これにより農作業の効率化や農地流動化が図られるなど営農環境が改善されるとのことでした。

次に、都市建設課関係について報告します。

ETC車載器設置費補助金についてただしたところ、国富スマートインターチェンジの利用を促進するため、平成30年10月から実施しているもので、ETC車載器を購入、設置する者に対して5,000円を上限に補助しており、これまでの実績は平成30年度が86件、令和元年

度は8月末で66件の合わせて152件であり、補助の期間は令和2年3月末を予定しているとのことでした。

次に、緊急道路等維持補修費の内容についてただしたところ、全体で221件の維持補修を行っており、その内訳は支障木伐採7件、舗装補修47件、側溝等補修38件、路肩・法面・陥没補修34件、崩土・倒木除去75件、交通安全施設関係10件、その他10件であった。221件のうち109件が昨年9月に発生した台風24号による補修であり、件数、費用ともに例年に比べて倍増しているとのことでした。

次に、上下水道課関係について報告します。

まず、公共下水道事業特別会計関係について報告します。

前処理施設の進捗状況についてただしたところ、平成30年度の進捗率は28.1%で基礎杭工等を施工したとのことでした。また、令和2年3月までに完成させ、令和2年4月からの供用開始を予定しているとのことでした。

次に、水道事業会計関係について報告します。

日の出団地内の配水管布設替工事を実施したことによる効果についてただしたところ、当該地域は平成29年度から30年度までの2か年間で耐震管への布設替えを実施し、事業費は4,985万1,839円、布設替延長は1,099mのうち、平成30年度の事業費は2,708万4,888円、布設替延長は608mで施工した。既設管は埋設深も浅く、砂による管保護もなく、管破損による漏水が頻発していた地域であり、今回の耐震化を含めた更新工事により漏水の発生が無くなっていることから、効果はあったものと考えているとのことでした。

次に、教育総務課関係について報告します。

まず、学校トイレ洋式化実施設計業務委託を行っているが、内容と今後の計画についてただしたところ、森永小学校12基、木脇小学校41基、本庄中学校41基のトイレ洋式化の実施設計を行った。今後の計画としては、町としても安全で快適な教育環境を整備していく上で重要な課題として捉えているので、年次計画で来年度以降、実施に向けて取り組んでいくとのことでした。

次に、学校施設長寿命化計画策定業務委託についてただしたところ、学校施設長寿命化計画は、平成29年度に策定された国富町公共施設総合管理計画の個別計画に当たるもので、町内7つの小中学校の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図り、学校施設に求められる機能・性能を確保し、整備内容や時期・費用等を具体的に表す計画を策定したとのことでした。

次に、社会教育課関係について報告します。

高齢者国富大学の受講実績人数が多いが、その人気要因はどこにあるのかただしたところ、高齢者大学は本庄、森永、北俣、深年、木脇の5学級があり、それぞれの地区の公民館や体育館で

交通安全教室や健康体操、歌謡、ダンスなど生活に役立つ知識から健康づくりにつながる内容のカリキュラムを楽しみながら学んでいる。

中でも、全体で受講する中央講座や一日バス研修の人気は高く、ほぼ全員が参加している。マナー化を防ぐために講座内容には、運営に当たる指導員の先生方が毎年工夫するなどの努力をしており、また、講座生同士の声かけ合いも盛り上がりにつながっているものと思われ、生涯学習による高齢者の元気づくりに寄与していると考えているとのことでした。

最後に、学校給食共同調理場関係について報告します。

学校給食においても地産地消に積極的に取り組んでいただいている中、やむを得ず外国産食材を使用される場合もあると思うが、外国産食材は何を使用したのか、また、使用した食材の中に、遺伝子組み換えのものは含まれていないかたまたまのところ、30年度に給食で使用した外国産食材は、キクラゲ、パプリカ、コーン缶詰、冷凍青豆等9品目。遺伝子組み換え食品で流通が認可されているものは、大豆やジャガイモ、トウモロコシなど8品目で、本町が使用した食材では、コーン缶詰と冷凍青豆が該当するが、いずれも遺伝子組み換えではない食材であることを納入業者に確認しているとのことでした。

以上、審査の概要を申し上げます。

最後に、本委員会の審査に当たり、ご協力いただきました関係各課の職員の皆様にお礼を申し上げます。

依然として財政が厳しいことには変わりありませんが、最小の経費で最大の効果が上がるよう、町民福祉向上のため、職員の皆様のなお一層のご努力をお願い申し上げます、文教産業常任委員会の所管についての審査報告といたします。

最後になりましたが、今国会で安倍第4次内閣改造により農林水産大臣に宮崎県選出、江藤拓議員が起用されました。前首相補佐官として安倍総理に大変寄与されておりました。江藤大臣は、農政通としても大変優れた方だと聞いております。農業県宮崎として、また、農業の町国富町としても大変うれしいことだと思います。今後の活躍を期待して挨拶といたします。

ありがとうございました。

済みません。読み間違いが数か所ありましたようです。変更いたします。

2ページの「多大な経済損失」を「経費損失」というふうに言ってしまいました。それから、3ページになります上から6行目「畜産物」ということにつきましては「農産物」という言い方をしてしまいました。また、その他少し読み仮名、読むところで不明瞭な点があったことをお詫び申し上げます。

○議長（渡辺 静男君） ここで暫時休憩といたします。しばらくお待ちください。

午前10時09分休憩

.....
午前10時10分再開

○議長（渡辺 静男君） 休憩を閉じ再開いたします。

ただいまの文教産業常任委員長の報告の中に、最後のほうで、報告ではない挨拶がございました。これは、あくまで参考として捉えていただきまして、ご了解いただきたいと思います。

申しわけございません。ただいまの宮田委員長の報告の最後の農林水産大臣の項目については、削除とさせていただきます。失礼しました。

それでは、これから委員長報告に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号から認定第7号までの7件について、それぞれ採決を行います。

お諮りします。認定第1号「平成30年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定について」の委員長報告は、原案を認定するものであります。この決算は委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、認定第1号「平成30年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

お諮りします。認定第2号「平成30年度国富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の委員長報告は、原案を認定するものであります。この決算は委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、認定第2号「平成30年度国富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

お諮りします。認定第3号「平成30年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の委員長報告は、原案を認定するものであります。この決算は委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、認定第3号「平成30年度国

富町綾川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

お諮りします。認定第4号「平成30年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の委員長報告は、原案を認定するものであります。この決算は委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、認定第4号「平成30年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

お諮りします。認定第5号「平成30年度国富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の委員長報告は、原案を認定するものであります。この決算は委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、認定第5号「平成30年度国富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

お諮りします。認定第6号「平成30年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の委員長報告は、原案を認定するものであります。この決算は委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、認定第6号「平成30年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

お諮りします。認定第7号「平成30年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び平成30年度国富町水道事業会計決算の認定について」の委員長報告は、原案可決及び認定するものであります。この剰余金の処分及び決算は委員長報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、認定第7号「平成30年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び平成30年度国富町水道事業会計決算の認定について」は、原案可決及び認定することに決定いたしました。

日程第 8. 議案第 3 1 号

○議長（渡辺 静男君） 日程第 8、議案第 3 1 号「令和元年度国富町一般会計補正予算（第 3 号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 1 号「令和元年度国富町一般会計補正予算（第 3 号）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成する方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第 3 1 号「令和元年度国富町一般会計補正予算（第 3 号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 3 2 号

○議長（渡辺 静男君） 日程第 9、議案第 3 2 号「令和元年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 2 号「令和元年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成する方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第 3 2 号「令和元年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 3 3 号

○議長（渡辺 静男君） 日程第 10、議案第 3 3 号「令和元年度国富町介護保険特別会計補正

予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号「令和元年度国富町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第33号「令和元年度国富町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第34号

○議長（渡辺 静男君） 日程第11、議案第34号「国富町森林環境譲与税基金条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を許します。福元議員。

○議員（10番 福元 義輝君） この森林環境譲与税基金条例につきまして議案が配付されました。

この文言をちょっと見たときに、何にどう使われるのかなかなか理解できない部分があるわけです。それで、私は、平成8年に買った「条例規則の制定について」という日下先生の本を買っておったものですから、それに対していろいろと内容を精査してみたわけですが、まず、税条例を書く場合は、もちろん基本は条例は法令に従って制定するものだという事は、もう基本なんです。要は、最近、非常に法令も変わるし、条例もたくさん増えてきたと、だから、もっとわかりやすく表現しないと、せっかくつくった条例が活躍、町民がやっぱり活躍する、理解できるものでないといけないというのがいろいろな文献によっては解説してあるわけです。

だから、もっとわかりやすく表現したほうがいいじゃないかということで、全員協議会で説明をしていただきたいということで提案をし、説明をしていただきました。大体中身はわかったわけですが、本会議ですから、改めてお尋ねをしたいと思っております。

まず、わかりやすい法令、このことについては、非常にこの条例は国富町の農林業を営む人たち、あるいは、これから町が林道整備とかいろいろしていく上において、非常に活躍、活用する幅が広いと私は思っております。ですから、そういった意味でよその町村はどのような条例で表

現されているかということをおある程度調べたわけですが、例えば、第1条のこの法律の中身を――例を申し上げますと、「本町における間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する施設の財源に充てるため」という表現がしてあるわけですが、具体的に。

これであれば、町民が見ても、これはこういう内容なのかとよくわかるし、そういうことを問題提起した、全協でしたつもりですけど、今回、このような案文で提案されましたから、あえて私はこれを変えなさいとは言いませんけど、一応、基本的にはそういうわかりやすい表現をしたほうがいいんじゃないかという問題提起をしたいと思っております。

国富町の条例を見ても、全部、私、見たわけですが、わかりやすく書いてあるわけですが、これはどうだ、こうだというふうに。そういう問題提起を今回の条例制定についてしておきたいと思っております。

それから、「基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める」と書いてあるわけですが、これは表現が、私、曖昧だと思うんです。というのは、国から交付される森林環境譲与税の額に基づいて予算で定めると。あくまでも国から入ってきた、その譲与税に基づいて予算で定めるというふうにしたほうがわかりやすいんじゃないかということなんです。ですから、これで間違いとは言いませんが、わかりやすいという建前からすると、そういう表現がちゃんとしてあるところもあるわけですが。運用を間違ったらいかんと。しっかりそこ辺は明確にしておきたいということで、こういう表現もしてあるところがあるわけですが。

それと、それから、平成31年から37年までですか、6年間、税収はないわけですが。それでも6年までは譲与税が支給されると。その間、借り入れによって支給するということですが、その借り入れというのは国が借り入れしてするのか、そこ辺のところです。ちょっと説明をしていただきたいなと思っております。

それから、基金条例ですから、いわゆる譲与税ですから、地方税法に基づいた税の徴収ということになろうと思っております。そうすると、住民税と一緒に徴収されるわけですよね。そのときに、やっぱり地方税法の住民税の減免というか、税というのがありますよね、生活保護とか、障がい者とか、そういった人たち、あるいは未成年とか、そういった人たちの減免措置ということもやっぱりこれに対応されるものかどうか。そこ辺のところをお尋ねしたいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（横山 幸寿君） 第2条の積み立てのことを質問されました。一般会計歳入歳出予算で定める額とするということについて、国から譲与される額を積み立てるというほうがいいんじゃないかということで質問されたと思うんですが、この譲与金については一般会計に歳入され

ますので、それを積み立てるとなれば、一般会計で積み立ての予算を組まないと積み立てができませんので、そういう意味で、一般会計予算で積み立てるという表現になっていると思います。

○議長（渡辺 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（中山 秀雄君） 今、何点かありましたが、最初、わかりづらいというところもありますけど、今回出した分については、県が6月の議会に出されて、もう可決しておりますが、これを参考にした形で同じような条文で出しております。ちょっとわかりづらい点もあるかと思いますが、今後、広報誌がありますので、その中で内容については説明をしていきたいと考えております。

それから、借入れはどこがやるのかということですが、国から譲与税特別会計において借入れを行うということで来ておりますので、国が行うと認識しております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） よろしいでしょうか。——税務課長。

○税務課長（斉藤 義見君） 現在、県民税については、森林環境税として500円ほどっておりますけれども、今後新たに国の分が1,000円追加になった場合におきましても、均等割として徴収されますので、生活保護者及び低所得者については、町県民税自体がかかりませんので、この部分は課税されないと思っております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 福元議員。

○議員（10番 福元 義輝君） 一般会計から基金に積み立てるとおっしゃいましたが、もちろんそうだと思います。しかし、それは一応、譲与税が入ってからそれを基金として積み立てるわけでしょう。そこ辺のところがちょっと中身をもう一回説明を聞きたいと思います。

そこ辺が曖昧なことになるわけですから、今、税務課長がおっしゃいましたように、いわゆる税の減免は町の税条例に従ってあるということですね。——はい、わかりました。

○議長（渡辺 静男君） 財政課長。

○財政課長（横山 幸寿君） この譲与税については、もちろん歳入として入ってくるわけですが、今回、この基金条例の目的としては、そういう森林整備のほうに充てていくために一旦積み立てをした上で、その後にそういう目的の為に、繰り入れていくということだろうと思っております。

基金に積み立てるということになると、当然、これは積立金として予算が組まれていないと積み立てができない。予算の仕組みとして歳出の場合は、積立金という節を設けないと積み立てができませんので、そういう意味で今回基金条例をつくってその基金に積み立てる場合は、一般会計予算に計上するということを表現したのだと思います。

お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 福元議員。

○議員（10番 福元 義輝君） 議長、もう一回いいですか。

○議長（渡辺 静男君） 福元議員。

○議員（10番 福元 義輝君） これは、公布の日から実施するということですね。

実際、林業者とか個人の山を持っているとかいろいろ植林とか、伐採とか、もういろんな関係が出てくると思うんです。どういった形で助成していくか、この基金を活用していくか、非常に幅が広く、そこ辺の判断が非常に難しいと思いますが、これは、いつからそういった事業の導入ができるようになるんでしょうか。

それと、もう一点、全員協議会で聞きましたけれども、これから6年間の間、譲与税が入ってくる間、入りますよね、譲与税が。その金額、7年、あるいは10年、これまでにどれぐらい段階的に入ってくるものかどうか、いま一度、お聞かせを願いたいと思っております。

○議長（渡辺 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（中山 秀雄君） この使途であります、全協でも申し上げましたが、議員もおっしゃいましたようにいろいろな使い道があります。

まだ現時点で本町がどれでやるということを確認はしておりませんが、この中でも、今年から、この譲与税が入ってくるわけですので、ことしから使用するというものも出ております。

今、考えておりますのは、林道、作業路の補修等にまずは使いたいと考えております。その他の使途につきましては、国からこれでは使ってははいけませんという定めもあります。ですから、今後、これでやりたいということをお県、それから、国にまず打診をして、使っていいかどうか確認した上で決定していくという形になります。

それから、どのぐらい入ってくるかということとありますが、これは概算であります。令和元年、今回の予算額、おおむねで行きますと500万円ですが、約500万円が3年間で。それから、令和4年から6年までの3年間で800万円、令和7年から10年までの4年間で、これが1,100万円になります。それから、11年から14年までが約1,400万円が4年間ということですので、令和元年から14年までが1億3,900万円、15年からが一律1,700万円ずつということで、今、国から出されております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号「国富町森林環境譲与税基金条例の制定について」の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第34号「国富町森林環境譲与税基金条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。再開を10時50分といたします。

午前10時37分休憩

.....

午前10時50分再開

○議長（渡辺 静男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第12. 議案第35号

○議長（渡辺 静男君） 日程第12、議案第35号「不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号「不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第35号「不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第13. 議案第36号

○議長（渡辺 静男君） 日程第13、議案第36号「国富町印鑑条例の一部を改正する条例に

ついて」を議題とします。

これから質疑を許します。飯干議員。

○議員（6番 飯干 富生君） お尋ねをしたいと思います、これ、11月の5日からということで、すぐ始まるということなんで、この「旧氏」という部分の記載です。住民票の中に新たに枠は増えるのかなと思っておりませんが、その辺の具体的なこと、そして、これを使用することについて最近の住民票やなんか戸籍とかでもいろんな出すパターンがあるものですから、これは要りません、本籍地は要りませんとかいろんなパターンがある。この場合はどういう取り扱いになるのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（渡辺 静男君） 答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（渡辺 勝広君） それではお答えいたします。

今回のこの改正につきましては、住民基本台帳法の改正で、旧氏が使用できるということになりました。この関係上、印鑑登録につきましても旧氏を使用できるという形にするため改正を行うものでございます。

印鑑証明につきましては、多種多様なところで使用することになりますけれども、その場合に旧氏が使用できるということになります。したがって、印鑑登録をされている方が、婚姻等により氏に変更になった場合でも、旧氏の使用を申請されれば、印鑑登録はそのまま使用できることとなります。また、住民票の様式につきましては、その証明書の中で今の氏名の下に旧氏が表現されるということになります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 飯干議員。

○議員（6番 飯干 富生君） その「旧氏」というのはあくまでも希望される方だけということではないのでしょうか。

○議長（渡辺 静男君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡辺 勝広君） それではお答えいたします。

飯干議員の言われるとおり、希望される方のみという形になります。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 飯干議員。

○議員（6番 飯干 富生君） 今まで、例えば文筆業とかペンネームじゃなくて、例えば結婚されて、勤め先でも旧姓での給与明細が結婚して変わるというのがあったんですけども。こういったものについての使用についても全然支障はないのかなというのがあるんです。そういった点の使い方について、何か縛りとかはあるのでしょうか。

よく、特に学校の先生などは旧氏で生徒が親しんどって、同窓会とかいうふうにもお名前変わ

っとってわからないとか、よくありますよね。そういった点ではどうなのかなというのが、一つちょっと気になったものですから、そこだけ最後をお願いします。

○議長（渡辺 静男君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡辺 勝広君） それではお答えいたします。

この旧氏が使用できるというようになった目的といいますか、趣旨につきましては、社会におきまして女性が活躍しやすい状況をつくるということになっております。したがって、どれができるかというようなのは、まだ漠然としたところがありますけれども、かなりのところでそういう旧氏というのは使用できるようになるという形で考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号「国富町印鑑条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第36号「国富町印鑑条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第37号

○議長（渡辺 静男君） 日程第14、議案第37号「国富町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号「国富町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第37号「国富町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第38号

○議長（渡辺 静男君） 日程第15、議案第38号「国富町廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例及び国富町市街地広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。飯干議員。

○議員（6番 飯干 富生君） この条例で、ここにあらわれているのが、廃棄物、それから市街地広場ということなのですが、これは当然、消費税2%分ということで、これ以外にも施設の使用料をそれぞれ改善センターであるとか、あるいは公共物の使用料が、私、前にも8%に上がったときに質問したことがありますし、反対をしたこともあります。数字をもうみなし税だから、上納しないのなら、なくてもいいんじゃないかというのと、あるところでは100円単位、あるところでは端数ということがあって、この際、もうそれは上納しないのであればやめるべきだということがあったところですが、今回、上程されている以外のところの使用料はどうなるのかと、まず、そこも伺いたいと思います。

○議長（渡辺 静男君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（横山 秀樹君） 本町では、施設の使用料、利用料、道路占有料、廃棄物の処理手数料などが発生するものにつきましては、それぞれ条例の規定に基づき徴収をしており、現在23件の関係条例がございます。

現在の使用料等の設定につきましては、ほとんどが外税方式となっており、条例の規定では、税率等が変更した場合、自動的に使用料や利用料の額が変更になるように消費税、地方税法の規定を明記しておりますので、今回の改正において外税になっているものにつきましては、必要がないと考えております。

しかし、中には体育館使用料など、外税様式のものでも実際の使用料金がわかりづらく、円単位になると利用する側からも面倒であるなどの問題もあることから、一部内税方式に変更してはどうかなど、現在、全体的に検討をしているところであります。

今回のこの条例改正2件につきましては、現在、内税となっており、2%分を上乗せした額に改正する必要があることから提案するものであります。

以上、お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 飯干議員。

○議員（6番 飯干 富生君） 検討の際に外税方式であればいいんですが、基本の使用料を少し下げて、基本使用料を下げて、100円、50円とかいうふうにされるべきだと思うんです。それも、下がるほうで。

きっちり320円が330円じゃなくて、もとの使用料を下げて、内税ですんなら、もうこの際、300円にするということです、私が言いたいのは。それぐらいの費用でもいいんじゃないか、きちんととっていますよという条例の中の金銭の問題だけなんです。上納しないんですから。国とかに治めない税ですから、あくまでも使用料の上積み分と私たちは考えます、町民としては。

そういう点がありますので、よろしくご検討ください。これは要望です。

○議長（渡辺 静男君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号「国富町廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例及び国富町市街地広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手多数と認めます。したがいまして、議案第38号「国富町廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例及び国富町市街地広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 諮問第1号

○議長（渡辺 静男君） 日程第16、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

ここで、暫時休憩します。

午前11時01分休憩

.....

午前11時02分再開

○議長（渡辺 静男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

お諮りします。本件は、お手元にお配りしました意見のとおり、答申したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」は、お手元にお配りしました意見のとおり、答申をすることに決定しました。

日程第17. 令和元年請願第1号

○議長（渡辺 静男君） 日程第17、令和元年請願第1号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の請願」を議題とします。

文教産業常任委員長の審査報告を求めます。宮田委員長。

○文教産業常任委員長（宮田 孝夫君） ただいま議題となりました、請願第1号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書の採択を求める請願」の審査の経過と結果をご報告いたします。

本請願につきましては、9月2日の文教産業常任委員会におきまして、慎重に審査を行いました。

本請願の要旨は、少人数学級を推進することと、具体的学級規模はOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下の学級とすることや教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の割合を2分の1に復元するというものであります。

審査に当たりましては、少人数学級の効果についての現場からの意見や学級規模といじめ・不登校等との関係、教職員定数改善の教育投資の現状に関する考え方などを検討し、本請願の内容と本町の現状を照らし合わせながら、審査を行いました。

その結果、平成30年第3回定例会で同様な意見書を国へ提出していることに加えまして、このことにより、将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子ども達への教育は重要であり、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から、雇用・就業の拡大につなげることは必要であるとの結論に達しました。

以上のような観点から「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書の採択を求める請願」は、採決の結果、賛成全員で採択とすべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（渡辺 静男君） これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、令和元年請願第1号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の請願」の採決を行います。

お諮りします。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、令和元年請願第1号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の請願」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第18. 発議第3号

○議長（渡辺 静男君） 日程第18、発議第3号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算にかかる意見書」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。宮田文教産業常任委員長。

○文教産業常任委員長（宮田 孝夫君） ただいま議題となりました、発議第3号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書」について、説明いたします。

本案につきましては、本定例会の文教産業常任委員会におきまして、慎重に検討しました結果、全会一致で意見書の提出を決定しました次第であります。

本意見書の要旨は、少人数学級を推進することと、具体的学級規模はOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下の学級とすることや教育の機会均等と水準の維持向上を

図るため、義務教育費国庫負担制度の割合を2分の1に復元するというものであります。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子ども達への教育は重要であり、子どもや若者の学びを切れ目なく支援して、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげることは必要であるとの観点から、別紙のとおり意見書を提出するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

[別紙]

発議第3号

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1
復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書

35人以下学級について、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が予算措置されていない。日本は、OECD諸国と比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっている。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。日本語指導などを必要とする子どもたちや障がいのある子どもたちへの対応等も課題となっている。いじめ、不登校など生徒指導の課題も深刻化している。こうしたことの解決に向けて、少人数学級の推進など計画的定数改善が必要である。

いくつかの自治体では、厳しい財政状況の中、独自財源による30～35人以下学級が行われている。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障すべき必要がある。また、文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げている。国民も30人以下学級を望んでいることは明らかである。

三位一体の改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられた。その結果、自治体財政が圧迫され、非正規教職員も増えている。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担率を復元し、30人以下学級の実現を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月17日

宮崎県東諸県郡国富町議会議長 渡辺 静 男

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	安倍晋三様
内閣官房長官	菅義偉様
文部科学大臣	萩生田光一様
総務大臣	高市早苗様
財務大臣	麻生太郎様

○議長（渡辺 静男君） これから質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算にかかる意見書」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、発議第3号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書」は、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議員派遣の件について

○議長（渡辺 静男君） 日程第19、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、国富町議会会議規則第124条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思います。

なお、計画の一部変更などについては、議長に委任を願いたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

日程第20. 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（渡辺 静男君） 日程第20、総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については、会議規則第71条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、委員長から申し出がありましたので、お諮りします。

申し出のありました、総合開発計画、スマートインターチェンジ周辺施設整備、商工業活性化及び誘致企業対策、防災対策、交通安全対策、防犯対策、地域公共交通対策、地方創生と人口減少対策、法華嶽公園の管理・運営、国保事業、保健事業、後期高齢者医療事業、福祉事業及び廃棄物処理事業関係等、所管事務に関する事項につき、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 異議なしと認めます。したがって、総務厚生常任委員会委員長の申し出は、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

日程第21. 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（渡辺 静男君） 日程第21、文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については、会議規則第71条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、委員長から申し出がありましたので、お諮りします。

申し出のありました、教育環境施設事業、口蹄疫対策、降灰対策、高病原性鳥インフルエンザ対策、農畜産物の生産・販路、農家の経営状況、森林・林業・木材産業施策の推進、綾川雑用水管理事業、公共施設等の耐震補強工事を含む改築工事、公共施設等の耐震補強工事を含む改築工事、公共事業の推進、スマートインターチェンジ整備促進及び上下水道事業等、所管事務に関する事項につき、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、文教産業常任委員会委員長の申し出は、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

----- . ----- . -----

日程第 2 2. 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（渡辺 静男君） 日程第 2 2、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については、会議規則第 7 1 条の規定によりまして、お手元に配付をしました申出書のとおり、委員長から申し出がありましたので、お諮りします。

申し出のありました、議会の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項並びに議会活性化（議員報酬・議会基本条例等）に関する事項について、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、議会運営委員会委員長の申し出は閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

----- . ----- . -----

日程第 2 3. 議案第 3 9 号

日程第 2 4. 同意第 1 号

○議長（渡辺 静男君） この際、追加議案の送付について、町長から通知がありましたので、事務局長に朗読させます。

○事務局長（中島 達晃君） それでは、朗読いたします。

〔別紙〕

発国総第 7 7 号

令和元年 9 月 1 7 日

国富町議会議長 渡辺 静男 殿

国富町長 中別府尚文

追加議案の送付について（通知）

令和元年国富町議会第 3 回定例会に、別紙の議案（追加分）を送付します。

- 1 議案第 3 9 号 財産の取得（令和元年度消防小型動力ポンプ積載車購入）について
- 2 同意第 1 号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

○事務局長（中島 達晃君） 以上であります。

○議長（渡辺 静男君） お諮りします。議案第39号「財産の取得（令和元年度消防小型動力ポンプ積載車購入）について」及び同意第1号「教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、日程第23、議案第39号「財産の取得（令和元年度消防小型動力ポンプ積載車購入）について」及び日程第24、同意第1号「教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とすることに決定しました。

それでは、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、ただいま議題となりました議案第39号及び同意第1号について、一括してご説明いたします。

まず、議案第39号「財産の取得（令和元年度消防小型動力ポンプ積載車購入）について」は、武田ポンプ店、伊地知商会、中村消防防災、宮崎ラビットポンプの4社を指名し、競争入札をしました結果、消費税込みの2,860万円で株式会社武田ポンプ店が落札いたしました。

したがいまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、提案するものであります。

次に、同意第1号「教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて」は、令和元年11月5日をもって任期満了となります木下正明氏の後任として陶山光秀氏を任命するため、ここに提案するものであります。

木下氏は、教育委員として平成5年の就任以来7期26年、うち19年8か月は、教育委員会を代表する教育委員長としての重責を担っていただきました。

児童生徒の学力向上や八代地区3小学校統廃合など、本町の教育振興にご尽力いただきました。この場をお借りしまして、感謝の意を表したいと思います。

後任の陶山氏は、人格高潔で教育等に関する識見も高く、適任者であると考えますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、ここに議会の同意を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺 静男君） 日程第23、議案第39号「財産の取得（令和元年度消防小型動力ポンプ積載車購入）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号「財産の取得（令和元年度消防小型動力ポンプ積載車購入）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第39号「財産の取得（令和元年度消防小型動力ポンプ積載車購入）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第24、同意第1号「教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号「教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて」の採決を行います。同意第1号、陶山光秀氏の任命案件に同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、同意第1号「教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて」は、これに同意することに決定しました。

○議長（渡辺 静男君） 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。よって、令和元年国富町議会第3回定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時22分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 9月17日

議 長 渡辺 静男

署名議員 飯干 富生

署名議員 河野 憲次

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 月 日

議 長

署名議員

署名議員